

未熟児養育医療給付の基準

養育医療の対象となる未熟児とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいいます。

たとえば、出生直後に次のいずれかの症状が認められるお子さんをいいます。

1. 出生時体重 2,000 グラム以下であること
2. 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示していること

一 般 状 態	<ul style="list-style-type: none">・ 運動不安、けいれんがあるもの・ 運動が異常に少ないもの
体 温	<ul style="list-style-type: none">・ 体温が摂氏 34 度以下のもの
呼吸器・循環器系	<ul style="list-style-type: none">・ 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの・ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの・ 出血傾向の強いもの
消 化 器 系	<ul style="list-style-type: none">・ 生後 24 時間以上排便のないもの・ 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの・ 血性吐物、血性便のあるもの
黄 疸	<ul style="list-style-type: none">・ 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

※指定医療機関の医師が記入する意見書等を参考に給付対象であるかを審査します。